

議案第10号

京丹後市福祉事務所設置条例及び京丹後市消費生活センター条例の一部改正について

京丹後市福祉事務所設置条例及び京丹後市消費生活センター条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和8年2月25日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

令和8年5月7日に健康長寿福祉部が峰山庁舎2号館へ移転することに伴い、京丹後市福祉事務所及び京丹後市消費生活センターの位置が変更となるため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市福祉事務所設置条例及び京丹後市消費生活センター条例の一部を改正する条例

(京丹後市福祉事務所設置条例の一部改正)

第1条 京丹後市福祉事務所設置条例（平成16年京丹後市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「京丹後市峰山町杉谷691番地」を「京丹後市峰山町杉谷889番地」に改める。

(京丹後市消費生活センター条例の一部改正)

第2条 京丹後市消費生活センター条例（平成28年京丹後市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「京丹後市峰山町杉谷691番地」を「京丹後市峰山町杉谷889番地」に改める。

附 則

この条例は、令和8年5月7日から施行する。

京丹後市福祉事務所設置条例(平成16年京丹後市条例第124号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市福祉事務所設置条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第124号</p> <p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 福祉事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 位置 <u>京丹後市峰山町杉谷691番地</u></p> <p>第3条～第5条 (略)</p>	<p>京丹後市福祉事務所設置条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第124号</p> <p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 福祉事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 位置 <u>京丹後市峰山町杉谷889番地</u></p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和8年5月7日から施行する。</u></p>

京丹後市消費生活センター条例(平成28年京丹後市条例第22号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市消費生活センター条例</p> <p style="text-align: right;">平成28年3月25日 条例第22号</p> <p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 位置 <u>京丹後市峰山町杉谷691番地</u></p> <p>第3条～第10条 (略)</p>	<p>京丹後市消費生活センター条例</p> <p style="text-align: right;">平成28年3月25日 条例第22号</p> <p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 位置 <u>京丹後市峰山町杉谷889番地</u></p> <p>第3条～第10条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和8年5月7日から施行する。</u></p>